

情 個 審 第 3 号

平成31年4月17日

茨城県公安委員会 御中

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

行政文書不開示決定に対する審査請求について（答申）

平成31年1月24日付け茨城県公安委員会発第20号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「私への監視に関する文書」不開示決定（存否応答拒否）に係る審査請求事案

(情報公開諮問第181号)

(情報公開答申第154号)

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

平成30年7月25日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる内容の行政文書（以下「本件行政文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

私への「監視」の現状とこれまでの経緯を知ることができる、茨城県警察が保有する「監視」に関わる公的文書

2 実施機関の決定及び通知

平成30年8月7日、実施機関は、本件行政文書について、当該文書の存否を答えること自体が、個人のプライバシー侵害となり、条例第7条第2号の規定により不開示とすべき情報を開示することになるとして、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年9月13日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、茨城県公安委員会（以下「審査庁」という。）に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

茨城県警察が不当な方法で私を「監視」していることは明白な事実であると考えられる。

私への「監視」の現状とこれまでの経緯を知るために実施機関に対して本件請求を行ったが、実施機関から本件処分を受けた。

本件処分が不当であると判断したため、審査庁に対して審査請求を行うこととした。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、弁明書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、仮に存在するとすれば、実施機関が保有する、審査請求人への「監視」の現状とこれまでの経緯を知ることができる「監視」に関わる公的文書である。

2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号では、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。その上で、同号ただし書アの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イの公益上の理由による義務的開示情報、ウの公務員等の職務遂行情報については、開示することとしている。

審査請求人は、本件請求に係る開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）に、「私への「監視」の現状とこれまでの経緯を知りたいと思っておりますので、茨城県警察様が保有する「監視」に関わる公的文書の開示・公開を強く求めます。」と記載し、私という個人を特定した上で本件請求に及んでいることから、本件請求に係る情報は全て、特定の個人に関する情報となる。

よって、本件請求の対象となる情報は、不開示情報として条例第7条第2号本文に規定された個人に関する情報に該当する。

続いて、同号ただし書該当性についてであるが、個人に対する監視に関する情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、同号アに該当しない。

また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報とはいえず、同号イにも該当しない。

さらに、本件請求の対象となる情報は特定の個人に関する情報であり、当該特定の個人が公務員等であるとする事実は認められないから、同号ウにも該当しない。

よって、本件請求の対象となる情報は、同号ただし書のいずれにも該当しない。

3 条例第10条該当性について

条例第10条では、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定されている。

本件行政文書については、その存否を明らかにするだけで、特定の個人が警察の取扱対象となった事実の有無が明らかとなり、条例第7条第2号の不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したものであることから、本件処分は妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

- 1 本件行政文書の存否を答えることによって明らかになる情報について
本件行政文書の存否を答えることによって明らかになる情報は、特定の個人が警察の取扱対象となった事実の有無（以下「本件存否情報」という。）であると認められる。
- 2 本件処分の妥当性について
実施機関は、本件存否情報が、条例第7条第2号の不開示情報に該当するとして、条例第10条の規定により本件処分を行っていることから、下記（1）において、本件存否情報の条例第7条第2号該当性について検討し、下記（2）において、本件行政文書の条例第10条該当性について検討することとする。
 - （1）条例第7条第2号該当性について
条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月

日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（同号ただし書アからウまでに掲げる情報を除く。）を不開示情報としている。

これを本件存否情報についてみるに、審査請求人は、本件開示請求書に、「様々な事情により、私〇〇は、現在茨城県警察様から厳しい「監視」を受けていると考えられます。私への「監視」の現状とこれまでの経緯を知りたいと思っておりますので、茨城県警察様が保有する「監視」に関わる公的文書の開示・公開を強く求めます。」と記載して本件請求を行っており、本件存否情報は、氏名等の記述等により特定の個人が識別されるものであると認められるから、同号本文の情報に該当する。

次に、本件存否情報の同号ただし書該当性についてみるに、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないから、同号ただし書アの情報には該当しない。

また、本件存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である事情は認められないから、同号ただし書イの情報には該当しない。

さらに、本件請求に係る特定の個人が同号ただし書ウに規定する公務員等である事実は認められないから、本件存否情報は、同号ただし書ウの情報にも該当しない。

よって、本件存否情報は、同号の不開示情報に該当すると認められる。

（2）条例第10条該当性について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

本件存否情報は、上記（1）のとおり、条例第7条第2号の不開示情報に該当し、また、本件行政文書は、その存否を答えるだけで、同号の不開示情報に該当する本件存否情報を開示することとなることが認められる。

（3）小括

上記（１）及び（２）から，実施機関が条例第１０条の規定により本件行政文書の存否を明らかにしないで行った本件処分は，妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，上記１及び２の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上により，「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
平成31年	1月	24日	諮問受理
平成31年	2月	18日	審査（平成30年度第7回審査会第一部会）
平成31年	3月	28日	審査（平成30年度第8回審査会第一部会）